

第32回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年4月21日  
 告示番号 第4号  
 会議年月日 令和3年4月26日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主 査 千 葉 久 和

本日の案件 第32回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時37分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。                  定足数に達しておりますので、第32回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、14番 畠山 信吾 委員より欠席する旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布しております総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に18番 佐藤 多賀幸 委員、19番 佐々木 栄一 委員を指名いたします。                  書記には、藤原補佐、千葉主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。                  「報告第74号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第74号、専決処分の報告についてご説明いたします。                  農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専</p>

決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年4月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第13号までの13件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第74号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第74号の質疑を終わります。

次に、「報告第75号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第75号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第10号までの10件、11筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおり

議

長

りですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が8件、耕作の利便性を図るための盛土及び切り土が2件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第75号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議  
議

長  
長

なければ、報告第75号の質疑を終わります。

次に、「議案第236号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第236号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件でございます。

第1号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第2号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりで、物納です。

次に、花泉地域に係る申請3件でございます。

第3号は、農地の所有者が亡くなり管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第4号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第5号は、相続人不存在の農地ですが、譲受人の隣接の農地であることから、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第6号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第7号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請 2 件でございます。

第 8 号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第 9 号についても、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、東山地域に係る申請 2 件でございます。

第 10 号及び第 11 号は、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

次に、室根地域に係る申請 2 件でございます。

第 12 号は、貸付人が経営移譲年金を受給するため、借受人が使用貸借により借受けするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第 13 号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、川崎地域に係る申請 1 件でございます。

第 14 号は、貸付人と借受人は親子であり、後継者である借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請 4 件でございます。

第 15 号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第 16 号についても、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第 17 号は、相続人不存在の農地ですが、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第 18 号についても、相続人不存在の農地ですが、譲受人の自宅の近隣であるため取得して管理することにしたもので、売買金額は記載のとおりです。

なお、譲受人は自営業で農家ではありませんが、農業経験はあり、ジャガイモ、キャベツ、玉ねぎ等の作付・管理計画を含む営農計画書を提出しております。

議 長

以上18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第236号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

23番

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

三浦 善昭 委員

現地調査日、令和3年4月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 三浦、農地利用最適化推進委員 木村委員、菅原委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございます。

18番

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

佐藤 多賀幸 委員

花泉地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。  
現地調査日は令和3年4月9日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、千葉委員、支所職員 後藤産業建設課主任、千葉産業建設課主査。

報告内容、第3号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございます。

16番

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

小山 悦郎 委員

大東地域、農地法第3条現地調査報告いたします。  
現地調査日、令和3年4月9日、午後3時より、現地調査員、農業委員 私 小山、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、佐藤委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、いずれも

議 長

12番  
佐藤 繁 委員

効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年4月9日、午前9時30分より、現地調査員、私 農業委員 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。

報告内容、第8号から第9号については、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上、報告いたします。

議 長

13番  
鈴木 初男 委員

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年4月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 渡辺委員、菅原委員、支所職員 中館農林係長。

報告内容、第10号から第11号については、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

17番  
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年4月9日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 菅原委員、事務局職員 阿部主任主事、支所産業建設課 小原主任技師。

報告内容、第12号から第13号については、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番  
遠藤 勝幸 委員

川崎地域、農地法第3条現地調査報告書、現地調査日、令和3年4月9日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 坂本産業建設課課長補佐。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。  
本日、畠山委員が欠席でございますので、代わって朗読をもって報告に代えさせていただきます。

10番  
佐藤 和威治 委員

藤沢地域、農地法第3条現地調査報告、現地調査日、令和3年4月9日、午前9時より、現地調査員は農業委員 畠山委員、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、畠山委員、支所職員 佐藤産業建設課主事。

報告内容、第15号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思われま

す。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第236号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

議 長

よって、「議案第236号」を可と決します。

次に、「議案第237号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第237号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、室根地域に係る申請1件です。

第1号は、申請人が所有するアパートの駐車場を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第237号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域の現地調査の結果の報告を室根地域の担当委員の方よりお願いいたします。

17番

室根地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

藤原 美喜男 委員

調査日、調査員につきましては第3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等調査書のとおり現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第1号、申請人が隣接するアパートの駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第237号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

議長

よって、「議案第237号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第238号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第238号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請9件です。

第1号は、借受人が郵便局を建築するために転用申請するものです。

郵便局の移転に当たり、借受人が郵便局の建物を建築し、日本郵政に賃貸するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自社の用に供する大型トラック待機場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲3区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第4号は、譲受人が建売分譲9棟を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、借受人が自社の用に供する資材置場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第7号及び第8号は同一事業で、譲受人が歯科医院を建設する

ため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が自家用駐車場を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第10号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は農振除外済みです。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第11号及び第12号は同一事業で、譲受人が自社の用に供する駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第13号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、13件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第238号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに現地調査の結果の報告をお願いいたします。

23番  
三浦 善昭 委員

まず、一関地域の担当委員の方より、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は第3条の時と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が郵便局を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま。

第2号、申請人が自社事業の用に供する大型トラック待機場を

整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第3号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していること

から、周辺農地に影響はないと思われ  
ます。  
第4号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していること

から、周辺農地に影響はないと思われ  
ます。  
第5号、申請人が自社の用に供する資材置場等を整備する計画であり、排水は雨水のみ

であることから、周辺農地に影響はないと思われ  
ます。  
第6号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定して

いること  
から、周辺農地に影響はないと思われ  
ます。  
第7号、第8号、申請人が歯科医院を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を

予定して  
いること  
から、周辺農地に影響はないと思われ  
ます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

16番

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

小山 悦郎 委員

大東地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員については3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請人が営農型太陽光発電パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであること

から、周辺農地に影響はないもの  
と思われ  
ます。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

17番

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

	<p>報告内容、別紙農地転用等調査書のとおり現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第11、12号、申請人が自社の用に供する駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>15番 遠藤 勝幸 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>川崎地域、農地法第5条現地調査報告書、調査日、調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。</p>
	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第13号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第238号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第238号」を許可相当と決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
<p>局 長 補 佐</p>	<p>議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借権設定が48件、所有権移転が3件、</p>

農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が12件、集団案件が1件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第12号までの12件は、一関地域に係る申請です。

第13号から第35号までの23件は、花泉地域に係る申請です。

第36号から第41号までの6件は、千厩地域に係る申請です。

第42号から第44号までの3件は、東山地域に係る申請です。

第45号から第46号までの2件は、室根地域に係る申請です。

第47号から第48号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号は、花泉地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第7号までの7件は、一関地域に係る申請です。

第8号は、大東地域に係る申請です。

第9号から第10号までの2件は、室根地域に係る申請です。

第11号から第12号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件です。

第1号は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第239号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第48号について、19番 佐々木 栄一 委員が、農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号について、6番 佐藤 徹 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第48号及び農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号を除き可と決する方は挙手願います。

		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第239号」を貸借権設定第48号及び農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号を除き可と決めます。
議	長	次に、「議案第239号」貸借権設定第48号について審議いたします。
		佐々木 栄一 委員は退室願います。 (午後2時30分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第239号」貸借権設定第48号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第239号」貸借権設定第48号は可と決しました。
		佐々木 栄一 委員は入室願います。 (午後2時31分 入室)
議	長	佐々木 栄一 委員に申し上げます。
		「議案第239号」貸借権設定第48号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第239号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号について審議いたします。
		佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後2時32分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第239号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)

議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第239号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号については可と決めます。</p> <p>佐藤 徹 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時33分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 徹 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第239号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第3号については可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第240号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第240号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が6件です。</p> <p>第1号から第5号までの5件は、室根地域に係る申請です。</p> <p>第6号は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>以上、申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第240号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第240号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第240号」は可と決めます。</p>
議	長	<p>次に、「議案第241号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p>

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第241号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、室根地域2件、川崎地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第241号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

23番

三浦 善昭 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては3条、5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、平成12年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番

藤原 美喜男 委員

室根地域の適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等調査書のとおり現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、平成3年頃から通路として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、平成5年頃から宅地の一部として使用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

15番  
遠藤 勝幸 委員

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

川崎地域、農地法適用外現地調査報告書、調査日、調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、平成3年から宅地の一部として使用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第241号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第241号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第242号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第242号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申し出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、全て花泉地域に係るものです。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第242号」の説明を終わります。

なお、18番、佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、退室願

議	長	います。 (午後 2 時41分 退室) 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第242号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の 交替承認について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第242号」を可と決します。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後 2 時42分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第242号」は可と決しました。
議	長	以上をもって議案審議が終了いたしました。 第32回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 お疲れさまでした。 (午後 2 時43分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員